

令和元年度『神崎市プレミアム付商品券』実施要領

1. 実施目的

消費税・地方消費税率引上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、住民税非課税者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行する。

2. 実施主体 神崎市

3. 購入対象者

- ①令和元年度の住民税が非課税の方
(課税者に扶養されている方や生活保護者の方は除きます)
- ②今年10月1日時点で3歳半までのお子さん(※1)を育てている世帯主の方
(※1)平成28年4月2日から令和元年9月30日までに出生したお子さん

4. 商品券取扱店舗 商品券取扱店舗として登録された神崎市内の店舗及び事業所

5. 商品券の概要

名称	神崎市プレミアム付商品券
販売価格	1冊4,000円 ※5,000円分のお買い物ができます (500円券×10枚綴り)
購入限度額	一人あたり5冊 20,000円(25,000円分) ※②の対象者は、該当する子の人数×5冊が上限
プレミアム率	20%(割引率)
販売期間	令和元年10月1日(火)～令和2年1月31日(金)
販売日時	土日祝日を除く午前9時～午後5時 ただし、神崎市役所本庁では毎週火曜日は午後7時まで
販売場所	神崎市役所本庁1-1会議室、千代田支所1-1会議室 脊振公民館1階
使用期間	令和元年10月1日(火)～令和2年2月2日(日)
換金期間	令和元年10月7日(月)～令和2年2月7日(金)
換金手数料	無

6. 商品券の利用制限

商品券は、次に掲げる物品購入等には使用することはできない。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙及びプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (2) たばこ
- (3) 国や地方公共団体への支払い
- (4) その他、市が適当でないと認めたもの

7. 取扱店舗

(1) 募集

神崎市内の全事業所を対象に取扱店の募集を行い、応募の際には申込書を神崎市役所商工観光課に提出する。

なお、神崎市商工会が実施する「神崎よかよか券」の取り扱いを希望する店舗は、市商工会にお問い合わせください。

(2) 応募期間

取扱店舗募集は、商品券の使用期間内（令和2年2月2日まで）随時可能とする。

(3) ツールの配布

取扱店舗には『のぼり旗』と『ポスター』を配布し、商品券利用者に分かりやすいように掲示する。（なお、のぼり旗は使用期限終了後に返却する）

また、換金時に使用する『取扱店登録証』を発行する。

(4) 登録料 無

8. 換金

(1) 換金窓口

換金は以下の5つの神埼市内金融機関の窓口にて、平日の営業日のみ受付を行う。

●佐賀銀行神埼支店 ●佐賀銀行千代田町出張所（11:30～12:30 不可）

●佐賀共栄銀行神埼支店 ●佐賀信用金庫神埼支店

●佐賀東信用組合神埼支店

(2) 換金方法

①使用済みの商品券裏面に取扱店名を記載する。（横判（ゴム判）可）

また、換金の際は必ず商品券綴りから切り離しておく。

②換金依頼書（※A5版ピンク色3枚複写のものに限る）に必要事項を記入・押印する。

③商品券・取扱店登録証・換金依頼書・通帳を持参の上、神埼市内金融機関の窓口にて手続きを行う。

④基本的に即日入金であり、遅くとも金融機関の2営業日までに入金する。

(3) 換金期限

換金の期限を令和2年2月7日（金）までとする。

(4) 換金手数料 無

9. その他

- ・商品券を商品仕入れなど事業者間の取引に用いることはできない。
- ・自店で使用された商品券を他店で再使用する行為を禁止する。
- ・以上の行為が発覚した場合、取扱店の資格を取り消すものとする。

